

## 新型コロナウイルス感染症に関する Q&A（学生向け）

※「新型コロナウイルス感染症」は以下コロナと記載

Q1. コロナ陽性になったが、どうしたらよいか。

Q2. コロナの濃厚接触者になったが、どうしたらよいか。

Q3. コロナ陽性になった、または濃厚接触者になったため、授業に出席できない・学期末試験が受けられない。

Q4. 感染者と接触がありコロナの濃厚接触者になったかもしれないが、登校してよいか。

Q5. 感染が疑われる発熱などの風邪症状（体調不良）があるが、登校してよいか。

Q6. 前日まで発熱していたが、授業や学期末試験の当日に解熱し、その後すぐ登校してよいか。

Q7. 感染疑い（発熱等がある）の同居家族・同居者との接触があるが、登校してよいか。

Q8. コロナ以外の学校感染症(インフルエンザ、麻しん、風しん等)に罹患したが、どうしたらよいか。

Q9. 課外活動で陽性者が出たため現在所属する団体の活動が活動停止しているが、登校してよいか。

Q1. コロナ陽性になったが、どうしたらよいか。

A1.

- ・ **登校禁止。（授業・学期末試験の取扱いは Q3 へ）**
- ・ 「[新型コロナウイルス感染症 罹患報告フォーム](#)」へ入力し、[【健康観察表】](#)を用いて健康観察を継続する。
- ・ 入力後、大学保健室からの聞き取り（電話）がある。
- ・ 保健所・医療機関等の指示に従い療養する。
- ・ コロナは、学校感染症であるため、登校禁止となる。登校は、医療機関や保健所の指示に従う。
- ・ 療養期間の延長や入院など、状況に変化があった場合は大学保健室まで報告すること。

Q2. コロナの濃厚接触者になったが、どうしたらよいか。

- ・ **登校禁止。（授業・学期末試験の取扱いは Q3 へ）**
- ・ 「[濃厚接触者となった方（疑い含む）の報告フォーム](#)」へ入力し、[【健康観察表】](#)を用いて健康観察を継続する。
- ・ 入力後、大学保健室からの聞き取り（電話）がある。
- ・ 保健所、医療機関、大学保健室等の指示に従い自宅待機し、登校も医療機関や保健所の指示に従う。
- ・ 発症、感染確定など状況に変化があった場合は大学保健室まで報告すること。
- ・ 対面授業に関しては、所定の手続きにより濃厚接触者の待機期間は原則出席扱いとなる。
- ・ 学期末試験に関しては、濃厚接触者の待機期間については、原則追試験対象となる。
- ・ 公的機関の指示にもとづき、待機期間を短縮し授業や学期末試験を受けることを希望する場合は、短縮に必要な検査結果等の確認を保健室で行った上で出席や受験可能。詳細は、保健室の聞き取りの際に確認すること。

Q3. コロナ陽性になった、または濃厚接触者になったため、授業に出席できない・学期末試験が受けられない。

A3.

- ・ **療養または待機期間は登校禁止。** オンライン授業については、体調不良等が無ければ、自宅や待機場所からの出席は可能。
- ・ 登校禁止期間の対面授業については所定の手続きにより原則出席扱いとなるため、大学保健室で発行された「[学校感染症に係る授業欠席報告書](#)」を登校禁止解除後、最初の授業前に大学保健室で受け取り、自分で授業担当教員へ提示すること。原則、療養または待機期間終了後の提示で問題ないが、授業担当者や学部・学科等から、個別に欠席連絡の指示があった授業に関しては、その指示に従い担当教員に連絡を入れること。
- ・ 登校禁止期間の学期末試験については所定の手続きにより原則追試験対象となるため、大学保健室で発行された「[学校感染症に係る授業欠席報告書](#)」を登校禁止解除後、大学保健室で受け取り、教務部に追試験の申請を行うこと。なお、追試験申請の締め切り日まで待機期間・療養期間がかかる場合は、大学保健室に相談すること。

Q4. 感染者と接触がありコロナの濃厚接触者になったかもしれないが、登校してよいか。

※この段階ではあくまでも濃厚接触者の疑いであり、自己判断で授業や学期末試験を休んだ場合、欠席した授業が出席扱い・追試験対象にはならない。

A4.

【濃厚接触者の定義（疑い含む）】

陽性者と以下のような接触がある場合

- ① 同居している
- ② 黙食せずに一緒に飲食した
- ③ 1時間以上車や航空機等に同乗した
- ④ マスク無しで1m以内での会話が15分以上あった

- ・上記項目に一つでも該当する場合は、[「濃厚接触者となった方（疑い含む）の報告フォーム」](#)に入力し、指示を受けること。大学保健室の指示が無く、濃厚接触者と認定されていない場合は、本人の症状が無ければ登校し、授業出席や学期末試験を受験する。
- ・上記項目に該当せず、本人の症状が無く、保健所や大学保健室等より濃厚接触者と認定されていない場合は、登校し授業出席や学期末試験の受験は可能。登校時は、不織布マスクの着用などの感染症対策を行うこと。自己判断で授業や学期末試験を欠席した場合は出席扱いにならず、追試験の対象にもならない。
- ・濃厚接触者と確定した場合や、発熱等の症状が見られた場合は、[大学保健室 HP](#)を確認し、該当の入力フォームから報告すること。

Q5.感染が疑われる発熱などの風邪症状（体調不良）があるが、登校してよいか。

A5.

- ・[「感染が疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合」](#)参照。
- ・登校せず、[【健康観察表】](#)を用いて健康観察を行う。必要に応じて次回の授業時に直接担当教員に欠席した理由を伝えること。
- ・コロナ以外の病気の可能性もあるため、心配な場合は、通常と同様に、かかりつけ医などに相談し、その指示に従う。また、薬を内服しない状態で、解熱および症状の消失後3日が経過するまでは、原則として登校を控える。ただし、検査（PCR・抗原等）で陰性となり、コロナではないことが分かった場合は、解熱後および症状消失後3日経過を待たずに、症状が無ければ登校可能。
- ・医療機関を受診し、検査（PCR・抗原等）を受けた場合は、[「感染が疑われる場合の報告フォーム」](#)へ入力し、[【健康観察表】](#)を用いて健康観察を継続する。
- ・学期末試験当日に症状があり、試験が受けられない場合は、必ず医療機関を受診し、試験日当日の診断書（追試験申請の際に必要な）を作成してもらい、追試験申請を行うこと。

※コロナ陽性であった場合 →[Q1](#)へ

※コロナ以外の学校感染症であった場合 →[Q8](#)へ

Q6. 前日まで発熱していたが、授業や学期末試験の当日に解熱し、その後すぐ登校してよいか。

A6.

- ・かかりつけ医への相談、受診を推奨。
- ・コロナや学校感染症でない診断された場合は、かかりつけ医などに相談し、その指示に従う。また、薬を内服しない状態で、解熱および症状の消失後3日が経過するまでは、原則として登校を控える。
- ・授業に関しては、コロナや学校感染症でない場合は通常の風邪等と同様の欠席扱いとなるため、必要に応じて次回の授業時に直接担当教員に欠席した理由を伝えること。
- ・学期末試験に関しては、当日に症状が無ければ、追試験対象とならないため、受験すること。当日に症状があり、試験が受けられない場合は、必ず医療機関を受診し、試験日当日の診断書（追試験申請の際に必要な）を作成してもらい、追試験申請を行うこと。

Q7. 感染疑い（発熱等がある）の同居家族・同居者との接触があるが、登校してよいか。

A7.

- ・この時点では濃厚接触者に当たらないため、本人に症状が無ければ登校は可能。ただし、同居家族がコロナ陽性となった場合、濃厚接触者と特定される場合が多いため、慎重な対応として、極力登校は控えていただくよう大学としてお願いしている。
- ・授業に関しては、登校禁止ではないので、欠席した授業は出席扱いにならない。必要に応じて次回の授業時に直接担当教員に欠席した理由を伝えること。
- ・学期末試験に関しては、追試験対象とならないため、本人の症状が無ければ受験すること。

※濃厚接触者となった場合 →[Q2](#)へ

※自身に感染の疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）がみられた場合 →[Q4](#)へ

Q8. コロナ以外の学校感染症(インフルエンザ、麻しん、風しん等)に罹患したが、どうしたらよいか。

A8.

- ・「[学校感染症罹患フォーム](#)」より報告する。
- ・医師に指示された期間は登校禁止期間となる。オンライン授業については、体調不良等が無ければ出席は可能。
- ・登校禁止期間の対面授業については所定の手続きにより原則出席扱いとなるため、[大学保健室 HP](#)より「[学校感染症出席停止証明書](#)」をダウンロードし、診断された医療機関で記入してもらう。
- ・登校禁止解除後、最初の授業前に「[学校感染症出席停止証明書](#)」を大学保健室に提出し、確認印を押されたものを、自分で授業担当教員へ提示すること。療養期間終了後の提示で問題ない。
- ・登校禁止期間の学期末試験については所定の手続きにより原則追試験対象となるため、大学保健室で発行された「[学校感染症出席停止証明書](#)」を登校禁止解除後、大学保健室で受け取り、教務部に追試験の申請を行うこと。なお、追試験申請の締め切り日まで待機期間・療養期間がかかる場合は、保健室に相談すること。

Q9. 課外活動で陽性者が出たため現在所属する団体の活動が活動停止しているが、登校してよいか。

A9

不織布マスクを外しての活動がある団体に関しては、活動における感染拡大リスクがあるため、活動停止となる場合があるが、団体として登校禁止にはならない。自身が感染者・濃厚接触者となっておらず、体調不良等が無ければ、不織布マスクの着用などの感染症対策を行い、登校可能。大学保健室の指示なく欠席した場合は出席扱いにならない。

なお、濃厚接触者の疑いがある場合は、[Q4](#)に従って個別に対応する。

また、感染者または濃厚接触者とならなかった場合も、活動停止期間は【[健康観察表](#)】を用いて健康観察を充分に行うこと。

※発熱等の症状がある場合 →[Q5](#)へ